

Newsletter

February 2026

お問い合わせ先



板橋 加奈
パートナー
+81 3 6271 9464
kana.itabashi@bakermckenzie.com



長谷川 匠
シニア・アソシエイト
+81 3 6271 9540
takumi.hasegawa@bakermckenzie.com



藤原 総一郎
アソシエイト
+81 3 6271 9707
soichiro.fujiwara@bakermckenzie.com



高波 巧
アソシエイト
+81 3 6271 9453
taku.takanami@bakermckenzie.com

International Trade Update February 2026

ベーカーマッケンジーの国際通商グループでは、グローバル制裁・輸出入管理に関するリアルタイムなリーガルアップデートを提供する英語でのブログを運営しています。本ブログでは、米国・欧州・英国によるロシアやイラン等主要国への経済制裁に関する最新情報に加え、オーストラリア、カナダ、日本等他国の動向もお届けしています。執筆者は、当事務所の国際通商グループに所属する各国オフィスの専門家です。

今後、月末にお届けするニュースレターにおいて、その月に公開された主要な通商関連ブログ記事のハイライトをピックアップし、日本語サマリーを皆さまにお届けしてまいります。グローバルにおける制裁・輸出入管理や投資規制の動向を、タイムリーかつ簡潔に把握いただける有用な情報源としてご活用いただければ幸いです。

今月のハイライトは以下の5本となります。英語の元記事は、各記事タイトルをクリックの上ご覧ください。

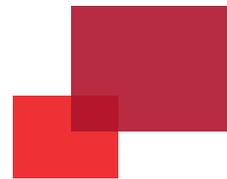
[米国とインド、関税緩和に向けた貿易協定の枠組みについて暫定合意を発表](#)

2026年2月6日、米国とインドは、二国間貿易協定（BTA）締結に向け、相互に有益な貿易に関する暫定協定の枠組みに合意したことを発表した。ホワイトハウスは、本枠組みの内容をまとめた共同声明とファクトシートを公表している。本枠組みの特徴としては、インドが米国の全工業製品に対する関税に加え、幅広い農産品及び食品に対する関税の撤廃又は引き下げを行うとした点である。一方、米国は、インドからの繊維製品や皮革製品、プラスチックやゴム製品、有機化学品、そして特定の機械製品を含む幅広い輸入品について、相互関税率を25%から18%へ引き下げるとしている。

また、ロシア産石油の調達の停止をインドが約束したことを受け、米国がインドに課していた25%の追加関税についても撤回することが盛り込まれている。トランプ大統領は、この追加関税の撤廃に関して、同日付で大統領令に署名している。

[米国、キューバに関して国家非常事態を宣言し、同国に石油を供給する国への新たな関税を警告](#)

2026年1月29日、トランプ大統領は「キューバ政府による米国への脅威への対応」（Addressing Threats To the United States by the Government of Cuba）と題する大統領令14380に署名し、キューバについて国家非常事態を宣言するとともに、キューバ政府へ直接又は間接的に石油を供給する国から米国への輸入品に対して新たな関税を課すことを可能とした。ホワイトハウスが公表した本大統領令に関するファクトシートには、国家安全保障及び外交政策上の根拠が説明され、今回の措置がキューバのハバナ政権への圧力強化の一環としてどう位置付けられるか等が示されている。



本大統領令は、国際緊急経済権限法（International Emergency Economic Powers Act、IEEPA）及び国家非常事態法（National Emergencies Act、NEA）を適用し、キューバ政府の「方針・慣行・行動」（policies, practices, and actions）が、米国の国家安全保障及び外交政策に対する「異例かつ重大な脅威」（unusual and extraordinary threat）に当たると宣言している。

これらの動きは、米国の制裁と関税が交差する領域における重要な進展であり、エネルギー分野を超えて幅広い産業に影響を及ぼす可能性がある。企業は、キューバに石油を供給している国との関係性を貿易リスク評価の中で把握し、実際にどの国が関税措置の対象となるのか、米国国務省及び商務省による今後の動きを注視する必要がある。

[EU 規則 833/2014 に基づく Nord Stream（海底天然ガスパイプラインシステム）関連の取引禁止及び役務提供禁止の措置拡大に関する新たな FAQ ガイダンスを公表](#)

2026 年 1 月 23 日、欧州委員会は、EU の対ロシア制裁措置の拡大として、主に Nord Stream（ロシアからドイツへの海底天然ガスパイプラインシステム）の取引禁止措置と EU 第 19 次対ロシア制裁パッケージに関連して、事業者の遵守事項についての不明点を解消する、新たな FAQ ガイダンスを公表した。第 19 次制裁パッケージについては、規制対象の宇宙関連民間サービス、AI 関連サービス、高性能量子コンピューティングや観光関連役務についての詳細等が FAQ ガイダンスに追加された。

[英国金融制裁実施局（OFSI）、金融制裁の執行及び罰金に関するガイダンスを改定](#)

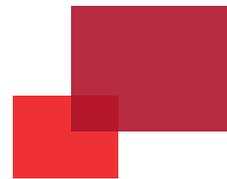
2026 年 2 月 9 日、英国金融制裁実施局（Office of Financial Sanctions Implementation、OFSI）は、金融制裁の執行及び罰金に関する最新のガイダンスを公表した。本ガイダンスでは、OFSI の金融制裁違反の評価方法等を含む、民事執行の枠組みに関する重要な変更が盛り込まれた。これらの変更は、2025 年に OFSI が実施した民事執行プロセス改善に関する協議を踏まえたものであり、その協議結果をまとめた回答書（Consultation Response）も公表されている。こうした動きは、英国当局の重視する「効率的で、透明性の高い、成果主義の制裁措置の執行」の姿勢をより広範に取り入れていくことを念頭に置いたものである。

主な変更点としては、罰金額の計算方法や、任意申告や捜査協力に対する減免率の引下げを含む新たな評価方法の枠組み、新たな和解指針、Early Account Scheme（企業が違反事実の全容を早期報告することで罰金額が減額される制度）の導入、情報開示義務や許可要件違反に係る一定額の罰金等がある。また、OFSI は、現行の罰金上限額を現在の「100 万ポンド又は違反額の 50%のいずれか高い方」から、「200 万ポンド又は違反額の 100%のいずれか高い方」へ倍増することを検討している。

なお、英国の貿易制裁の執行については、HM Revenue & Customs（英国税関）および Office of Trade Sanctions Implementation が所管しているため、今回の OFSI による一連の動きの影響はない。

[英国金融制裁実施局（OFSI）、複数の行政機関による連携を通じて暗号資産悪用への取締りを強化](#)

2026 年 1 月 28 日、OFSI は、制裁迂回やマネーロンダリング（資金洗浄）活動における暗号資産の悪用に対抗するため、行政機関における取締りの強化を公表した。これは、英国の執行機関における連携を加速するものであ



る。一例として、OFSIは、複数の行政機関とブロックチェーン分析の民間企業が結集した試験的な取組である Crypto Cash Fusion Cell (CCFC) と連携して、リアルタイムでの情報共有や共同分析によって暗号資産の悪用を特定し、対処している。こうした動きは、英国当局の暗号資産の悪用への対策の拡大を示すものであり、デジタル資産を取り扱う企業等は、これに沿うよう、制裁コンプライアンスの枠組みを検証する必要がある。